

境港市民体育館条例（昭和 55 年 9 月 29 日条例第 21 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市民の体育振興及び福祉の増進をはかるため、体育館を設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第 2 条 体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
境港市民体育館	境港市中野町 1,900 番地
境港第 2 市民体育館	境港市中野町 2,035 番地

（指定管理者による管理）

第 3 条 市長は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、境港市民体育館及び境港第 2 市民体育館（以下「市民体育館」という。）に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 市民体育館の使用許可及び使用料の徴収に関する業務
- (2) 市民体育館及び構内の施設設備の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市民体育館の運営に関する業務（市長のみの権限に属する事務を除く。）

（指定管理者の指定の期間）

第 4 条 前条の指定の期間は、3 年とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

- 2 前項の指定の期間は、市長が特別に必要があると認めるときは、変更することができる。

（休館日及び開館時間）

第 5 条 市民体育館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 水曜日
- (2) 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

2 市民体育館の開館時間は、次のとおりとする。

午前 9 時から午後 10 時まで

3 前 2 項の休館日及び開館時間は、指定管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、変更することができる。

（使用の許可）

第 6 条 市民体育館を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を取消し、又は変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、市民体育館の管理上必要があると認めるときは、使用の許可に条件を付することができる。

（使用の不許可）

第 7 条 指定管理者は、市民体育館の使用が次の各号の一に該当するときは使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 長期間にわたる継続使用により、他の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設、設備、器具等を破損、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (5) その他市民体育館の管理上不適当と認められるとき。

(許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、市民体育館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号の一に該当するときは、使用許可を取消し、使用を制限し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例、又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 緊急やむを得ない事由により市がこれを使用する必要が生じたとき。
- (5) 前条各号の規定の一に該当する理由が発生したとき。
- (6) その他市民体育館の管理上不相当と認められたとき。

2 市及び指定管理者は、前項の規定による使用許可の取消し等（使用者の責めに帰することができない事由によるものを除く。）により、使用者が被った損害については、その補償の責めを負わない。

(使用期間の制限)

第9条 市民体育館は、引き続き6日を超えて使用することはできない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第10条 使用者は、使用料を納めなくてはならない。

- 2 使用料は、別表に定める額とする。ただし、付属設備等の使用料は、教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める額とする。
- 3 前項の使用料は、使用許可と同時に納付しなくてはならない。ただし、指定管理者が特別に事情があると認めるときは、この限りでない。
- 4 延長使用料（別表1の備考に規定する延長して使用する場合の使用料をいう。）は、使用后直ちに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、次に定めるとおり、使用料を減免することができる。

- (1) 境港市立小・中学校管理規則（平成12年境港市教育委員会規則第3号）第7条第4号から第7号までに定める休業日を除く土曜日の午前中における市内に居住する小学生及び中学生が個人使用するときは、免除
- (2) 70歳以上の者及び心身に障がいをもつ者が個人使用するときは、免除
- (3) 教育委員会が主催し、又は後援して行うときは、減額又は免除
- (4) 境港市立の学校が主催し、又は参加して行うときは、減額又は免除
- (5) 前各号のほか市長が必要と認めるときは、減額又は免除

(使用料の還付)

第12条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者が、その責めに帰することができない事由により、施設等を使用することができなくなったとき。
- (2) 指定管理者が、第8条第1項第4号及び第5号の規定により許可を取り消したとき。
- (3) 使用者が、使用開始の前日までに規則に定める日までに使用許可の取消しの申し出があり、市長がその理由が正当であると認められたとき。

(利用料金)

第13条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に市民体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合において、使用者は、指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、第10条第1項の規定は適用しない。

3 利用料金の額は、この条例及びこの条例に基づく規則に定める使用料の額の範囲内で市長の承認を得て指定管理者が定める。

(利用料金の減免及び還付)

第14条 指定管理者は、前条の利用料金の減免又は還付をすることができる。

2 前項の減免又は還付は、市長の承認を得て指定管理者が定める基準に従って行なうものとする。

(特別設備等の制限)

第15条 使用者が、市民体育館に特別の設備をし、若しくは市民体育館の設備に変更を加え、又は備え付けの器具以外の器具を持ち込み使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第16条 使用者は、許可を受けた目的以外に市民体育館を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第17条 使用者は、使用が終わったときは、速やかに原状に復し、搬入した物件を撤去しなければならない。第8条第1項の規定により退去を命ぜられたときも同様とする。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、指定管理者において原状に復し、これに要した費用を使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第18条 使用者は、市民体育館及びこれに付属する設備、若しくは器具等を破損又は滅失したときは、教育委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。この場合において、入場者に起因する損害についても同様とする。

(入場の制限)

第19条 指定管理者は、次の各号の一に該当する者に対しては、市民体育館の入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1) 兇器その他他人に危険を及ぼし、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる物品、又は動物の類を携帯する者

(2) 伝染病患者

(3) 公の秩序、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者

(4) 前3号に掲げるもののほか、体育館の管理上支障があると認められる者

(行為の制限)

第20条 市民体育館及びその敷地内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を得た場合は、この限りでない。

(1) 物品の販売

(2) 寄付の募集

(3) 宣伝その他これに類する行為

(4) 広告物の掲示、若しくは配布又は看板、立て札類の設置等

(規則への委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 55 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 3 月 24 日条例第 10 号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行期日前に境港市民体育館条例の規定により使用許可を受けている者の使用時間及び使用料は、従前の例による。

附 則（昭和 58 年 3 月 25 日条例第 7 号）

この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 31 日条例第 11 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 28 日条例第 5 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 30 日条例第 9 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 10 年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成 12 年 6 月 12 日条例第 26 号）

この条例は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日条例第 9 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 12 月 27 日条例第 26 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 27 日条例第 27 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、改正前の境港市民会館条例、海とくらしの史料館条例、境港市文化ホール条例、境港市公園条例、境港市民スポーツ広場条例、境港市民体育館条例、境港市民テニス場条例及び境港市民温水プール条例（以下「条例等」という。）によりなされた許可等の手続きは、改正後の条例等の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 23 年 12 月 28 日条例第 15 号）

この条例は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 24 日条例第 23 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（不特定かつ多数の者が使用する施設の使用料に関する経過措置）

2 第 1 条から第 3 条まで、第 6 条から第 8 条まで、第 11 条及び第 14 条の改正による改正後の各施設の使用料の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る使用料の額について適用する。ただし、施行日前に使用料を納付した場合の使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日条例第 3 号）
この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 10 条関係）

1 境港市民体育館

区分	時間 内容		昼間			夜間		全日
			午前 9 時 ～正午	正午 ～午後 3 時	午後 3 時 ～午後 6 時	午後 6 時 ～午後 8 時	午後 8 時 ～午後 10 時	午前 9 時 ～午後 10 時
専用 体育 室	入場料 金を 徴収 し ない 場 合	アマチュ アスポ ーツ	1,610 円	7,470 円				
		アマチュ アスポ ーツ 以外	27,000 円	124,860 円				
	入場料 金を 徴収 す る 場 合	アマチュ アスポ ーツ	最高入場料 金等（税 込み） に 100 を 乗じて 得た額 に 1,610 円を加 算した額	最高入場料 金等（税 込み） に 100 を 乗じて 得た額 に 7,470 円を加 算した額				
		アマチュ アスポ ーツ 以外	最高入場料 金等（税 込み） に 200 を 乗じて 得た額 に 27,000 円を加 算した額	最高入場料 金等（税 込み） に 200 を 乗じて 得た額 に 124,860 円を加 算した額				
	武道場		420 円	1,950 円				
	会議室		800 円	3,700 円				
部分 使用	大体育室	1 / 2 の 場合	800 円	3,700 円				
		1 / 3 の 場合	530 円	2,470 円				
	武道場	1 / 2 の 場合	200 円	950 円				
個人 使用	小学生及び中学生		1 時間につき 10 円					
	高校生		1 時間につき 20 円					
	一般		1 時間につき 30 円					

2 境港第2市民体育館

区分	時間 内容		昼間			夜間		全日	
			午前9時 ～正午	正午 ～午後3時	午後3時 ～午後6時	午後6時 ～午後8時	午後8時 ～午後10時	午前9時 ～午後10時	
専用 使用	大 体 育 室	アマチ ュアス ポーツ	1,280円	1,280円	1,280円	1,280円	1,280円	5,940円	
		アマチ ュアス ポーツ 以外	21,600円	21,600円	21,600円	21,600円	21,600円	99,890円	
	入 場 料 金 等 を 徴 収 す る 場 合	アマチ ュアス ポーツ	最高入場料 金等（税込 み）に100 を乗じて得 た額に1,280円を 加算した額	最高入場料 金等（税込 み）に100 を乗じて得 た額に1,280円を 加算した額	最高入場料 金等（税込 み）に100 を乗じて得 た額に1,280円を 加算した額	最高入場料 金等（税込 み）に100 を乗じて得 た額に1,280円を 加算した額	最高入場料 金等（税込 み）に100 を乗じて得 た額に1,280円を 加算した額	最高入場料 金等（税込 み）に100 を乗じて得 た額に5,940円を 加算した額	
		アマチ ュアス ポーツ 以外	最高入場料 金等（税込 み）に200 を乗じて得 た額に21,600円を 加算した額	最高入場料 金等（税込 み）に200 を乗じて得 た額に21,600円を 加算した額	最高入場料 金等（税込 み）に200 を乗じて得 た額に21,600円を 加算した額	最高入場料 金等（税込 み）に200 を乗じて得 た額に21,600円を 加算した額	最高入場料 金等（税込 み）に200 を乗じて得 た額に21,600円を 加算した額	最高入場料 金等（税込 み）に200 を乗じて得 た額に99,890円を 加算した額	
	部 分 使 用	大 体 育 室	1 / 2 の 場 合	630円	630円	630円	630円	630円	2,950円
			1 / 3 の 場 合	420円	420円	420円	420円	420円	1,950円

備考

- 1 使用時間を延長（前も含む。）して使用する場合は、延長時間（1時間未満の場合は1時間とし、1時間を超える端数が30分未満の場合は切捨て、30分以上の場合は切上げて計算する。）につき、各使用時間区分による1時間当たりの額とする。午前9時以前又は午後10時以降の延長は原則として認めないが、やむを得ず延長する場合は、夜間時間による1時間当たりの2倍の額とする。
- 2 使用時間は、準備及び使用後の整理、原状回復に要する時間を含むものとする。
- 3 「入場料金等」とは、入場料その他これに類する料金をいう。
- 4 教育委員会の定める照度以上の電灯を使用する場合は、別に電灯料金の実費を徴収する。

境港市民テニス場条例（昭和 56 年 6 月 25 日条例第 25 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市民の体育振興と健康の増進を図るため、テニス場を設置し、その管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第 2 条 テニス場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
境港市民テニス場中央コート	境港市中野町 2035 番地

（指定管理者による管理）

第 3 条 市長は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、境港市民テニス場中央コート（以下「市民テニス場」という。）に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- （1）市民テニス場の使用許可及び使用料の徴収に関する業務
- （2）市民テニス場の施設設備の維持管理に関する業務
- （3）前 2 号に掲げるもののほか、市民テニス場の運営に関する業務（市長のみの権限に属する事務を除く。）

（指定管理者の指定の期間）

第 4 条 前条の指定の期間は、3 年とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

2 前項の指定の期間は、市長が特別に必要があると認めるときは、変更することができる。

（休場日及び開場時間）

第 5 条 市民テニス場の休場日は、次のとおりとする。

年未年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

2 市民テニス場の開場時間は、次のとおりとする。

午前 9 時から午後 10 時まで

3 前 2 項の休場日及び開場時間は、指定管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、変更することができる。

（使用の許可）

第 6 条 市民テニス場を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を取消し、又は変更しようとするときも、また同様とする。

（使用の不許可）

第 7 条 指定管理者は、市民テニス場の使用が次の各号の一に該当するときは、使用を許可しない。

- （1）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （2）長期間にわたる継続使用により、他の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- （3）施設、設備等を破損するおそれがあると認められるとき。
- （4）使用目的が第 1 条に反すると認められるとき。
- （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- （6）その他市民テニス場の管理上支障があると認められるとき。

（許可の取消し等）

第 8 条 指定管理者は、市民テニス場の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の

各号の一に該当するとき、又は市民テニスコートの管理上特に必要があるときは、許可を取消し、又はその使用を制限し、若しくは停止を命ずることができる。

- (1) この条例又は条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 前条各号の規定の一に該当する理由が発生したとき。

2 市及び指定管理者は、前項の規定による使用許可の取消し等（使用者の責めに帰することができない事由によるものを除く。）により、使用者が被った損害については、その補償の責めを負わない。

（使用権の譲渡等の禁止）

第9条 使用者は、許可を受けた目的以外に市民テニスコートを使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用料）

第10条 使用者は、使用料を納めなければならない。

- 2 使用料の額は、別表に定める額とする。
- 3 使用料は、使用許可と同時に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別に事情があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第11条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 教育委員会が主催し、又は後援して行うとき。
- (2) 境港市立の学校が主催し、又は参加して行うとき。
- (3) 前2号のほか市長が必要と認めるとき。

（使用料の還付）

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者がその責めに帰することができない理由により、使用できなくなったとき又は使用の許可を取消されたとき。
- (2) 使用者において、使用前日までに使用許可の取消しの申出があり、市長がその理由が正当であると認めるとき。

（利用料金）

第13条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に市民テニスコートの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合において、使用者は、指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、第10条第1項の規定は適用しない。
- 3 利用料金の額は、第10条第2項に定める使用料の額の範囲内で市長の承認を得て指定管理者が定める。

（利用料金の減免及び還付）

第14条 指定管理者は、前条の利用料金の減免又は還付をすることができる。

- 2 前項の減免又は還付は、市長の承認を得て指定管理者が定める基準に従って行なうものとする。

（使用者の義務）

第15条 使用者は、使用が終わったときは、速やかに市民テニスコートを原状に復し、搬入した物件を撤去しなければならない。第8条第1項の規定により、使用の停止を命ぜられたときも、ま

た同様とする。

- 2 使用者は、市民テニスコートの施設、設備等を破損したときは、教育委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。この場合において、入場者に起因する損害についても同様とする。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、損害額を減額し、又は免除することができる。
- 3 使用者は、規則に定める遵守事項を守らなければならない。

(目的外使用の許可)

第16条 第1条に規定する目的以外の目的に市民テニスコートを使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(規則への委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年9月30日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年3月24日条例第12号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年6月15日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年3月31日条例第11号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月30日条例第9号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成12年6月12日条例第26号)

この条例は、平成12年7月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日条例第10号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月27日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、改正前の境港市民会館条例、海とくらしの史料館条例、境港市文化ホール条例、境港市公園条例、境港市民スポーツ広場条例、境港市民体育館条例、境港市民テニスコート条例及び境港市民温水プール条例(以下「条例等」という。)によりなされた許可等の手続きは、改正後の条例等の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成20年3月28日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の各施設の使用料は、この条例の施行日以後に当該施設を使用する場合に適用する。

附 則（平成 23 年 12 月 28 日条例第 15 号）
この条例は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第 10 条関係）

1 境港市民テニス場の利用

名称	単位	金額
境港市民テニス場中央コート	1 面専用	1 時間につき 200 円

（備考）

使用時間 1 時間未満の端数は、1 時間として取り扱う。

2 夜間照明施設の利用

名称	単位	金額
境港市民テニス場中央コート	1 面専用	30 分につき 200 円

（備考）

夜間照明施設の利用時間は、午後 10 時までとし、30 分未満の端数は 30 分として取り扱う。

境港市民スポーツ広場条例（昭和 54 年 9 月 26 日条例第 23 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市民の体育の向上と健康の増進を図るため、スポーツ広場を設置し、その管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第 2 条 スポーツ広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 境港市民スポーツ広場

位置 境港市夕日ヶ丘 1 丁目 4133 番地 9

（指定管理者による管理）

第 3 条 市長は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、境港市民スポーツ広場（以下「広場」という。）に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

（1） 広場の使用許可及び使用料の徴収に関する業務

（2） 広場の施設設備の維持管理に関する業務

（3） 前 2 号に掲げるもののほか、広場の運営に関する業務（市長のみの権限に属する事務を除く。）

（指定管理者の指定の期間）

第 4 条 前条の指定の期間は、3 年とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

2 前項の指定の期間は、市長が特別に必要があると認めるときは、変更することができる。

（休場日及び開場時間）

第 5 条 広場の休場日は、次のとおりとする。

年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

2 広場の開場時間は、次のとおりとする。

午前 9 時から午後 10 時まで

3 前 2 項の休場日及び開場時間は、指定管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、変更することができる。

（使用の許可）

第 6 条 広場を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

許可された事項を取消し、又は変更しようとするときも、また同様とする。

（使用の不許可）

第 7 条 指定管理者は、広場の使用が次の各号の一に該当するときは、使用を許可しない。

（1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

（2） 長期間にわたる継続使用により、他の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。

（3） 施設等を破損するおそれがあると認められるとき。

（4） 使用目的が第 1 条に反すると認められるとき。

（5） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

（6） その他広場の管理上支障があると認められるとき。

（許可の取消し等）

第 8 条 指定管理者は、広場の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号の一に該当するときは、又は広場の管理上特に必要があるときは、許可を取消し、又はその使用を制

限り、若しくは停止を命ずることができる。

- (1) この条例又は条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 前条各号の規定の一に該当する理由が発生したとき。

2 市及び指定管理者は、前項の規定による使用許可の取消し等（使用者の責めに帰することができない事由によるものを除く。）により、使用者が被った損害については、その補償の責めを負わない。

（使用権の譲渡等の禁止）

第9条 使用者は、許可を受けた目的以外に広場を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用料）

第10条 使用者は、使用料を納めなければならない。

- 2 使用料の額は、別表に定める額とする。
- 3 使用料は、使用許可と同時に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別に事情があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第11条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 教育委員会が主催し、又は後援して行うとき。
- (2) 境港市立の学校が主催し、又は参加して行うとき。
- (3) 前2号のほか市長が必要と認めるとき。

（使用料の還付）

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号の一に該当するときは、規則の定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者が、その責めに帰することができない理由により、広場を使用できなくなったとき又は使用の許可を取消されたとき。
- (2) 使用者において、使用前日までに使用許可の取消しの申出があり、市長がその理由が正当であると認めるとき。

（利用料金）

第13条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に広場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合において、使用者は、指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、第10条第1項の規定は適用しない。
- 3 利用料金の額は、第10条第2項に定める使用料の額の範囲内で市長の承認を得て指定管理者が定める。

（利用料金の減免及び還付）

第14条 指定管理者は、前条の利用料金の減免又は還付をすることができる。

- 2 前項の減免又は還付は、市長の承認を得て指定管理者が定める基準に従って行なうものとする。

（使用者の義務）

第15条 使用者は、使用が終わったときは、速やかに広場を原状に復し、搬入した物件を撤去しなければならない。第8条第1項の規定により、使用の停止を命ぜられたときも、また同様とする。

2 使用者は、広場の施設、設備等を破損したときは、教育委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。この場合において、入場者に起因する損害についても同様とする。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、損害額を減額又は免除することができる。

3 使用者は、規則に定める遵守事項を守らなければならない。

(目的外使用の許可)

第 16 条 第 1 条に規定する目的以外の目的に広場を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(規則への委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 3 月 24 日条例第 11 号)

この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 7 年 9 月 28 日条例第 24 号)

この条例は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 3 月 28 日条例第 5 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。

附 則 (平成 12 年 6 月 12 日条例第 26 号)

この条例は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 29 日条例第 5 号)

この条例は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 9 月 27 日条例第 27 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、改正前の境港市民会館条例、海とくらしの史料館条例、境港市文化ホール条例、境港市公園条例、境港市民スポーツ広場条例、境港市民体育館条例、境港市民テニスコート条例及び境港市民温水プール条例 (以下「条例等」という。) によりなされた許可等の手続きは、改正後の条例等の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成 17 年 12 月 20 日条例第 31 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 17 年 11 月 5 日から適用する。

附 則 (平成 20 年 3 月 28 日条例第 13 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の各施設の使用料は、この条例の施行日以後に当該施設を使用する場合に適用する。

附 則 (平成 23 年 12 月 28 日条例第 15 号)

この条例は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 12 月 24 日条例第 23 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(不特定かつ多数の者が使用する施設の使用料に関する経過措置)

2 第 1 条から第 3 条まで、第 6 条から第 8 条まで、第 11 条及び第 14 条の改正による改正後の各施設の使用料の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る使用料の額について適用する。ただし、施行日前に使用料を納付した場合の使用料の額については、なお従前の例による。

別表（第 10 条関係）

夜間照明施設の利用

名称	単位	金額
境港市民スポーツ広場	30 分につき	2,080 円

備考

夜間照明施設の利用時間は、午後 10 時までとし、30 分未満の端数は 30 分として取り扱う。

境港市公園条例（昭和 40 年 3 月 30 日条例第 15 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理につき必要な事項を定めることを目的とする。

（都市公園の敷地面積の標準）

第 1 条の 2 都市公園の敷地面積の標準は、規則で定める。

（都市公園の配置及び規模の基準）

第 1 条の 3 都市公園を設置する場合には、それぞれ、その特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮することとし、その配置及び規模は、規則で定める。

（公園施設の設置基準）

第 1 条の 4 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。）の総計は、当該都市公園の敷地面積の 100 分の 2 を超えてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、一の都市公園に次の各号に掲げる建築物を設ける場合は、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積に対する当該各号に定める割合を限度として、同項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

（1） 都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号。以下「令」という。）第 5 条第 2 項に規定する休養施設、同条第 4 項に規定する運動施設、同条第 5 項に規定する教養施設又は同条第 8 項に規定する備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設である建築物（次号に掲げる建築物を除く。）の場合 100 分の 10

（2） 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち、規則で定める建築物に該当する建築物の場合 100 分の 20

（3） 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場、壁を有しない休憩所又は屋根付野外劇場の場合 100 分 10

（4） 仮設公園施設（3 か月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前 3 号に規定する建築物を除く。）の場合 100 分の 2

（特定公園施設の設置基準）

第 1 条の 5 都市公園において、特定公園施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 2 条第 13 号に規定する特定公園施設をいう。）の新設、増設又は改築を行う場合に適合すべき基準は、規則で定める。

（行為の制限）

第 2 条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（1） 業として写真又は映画を撮影すること。

（2） 興行を行うこと。

（3） 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために、都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- 3 第1項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益にならないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（許可の特例）

第3条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

（行為の禁止）

第4条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第2項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採集すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくは、はり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又は止め置くこと。
- (8) 都市公園をその用途外に使用すること。

（公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項）

第5条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 設置の目的
 - イ 設置の期間
 - ウ 設置の場所
 - エ 公園施設の構造
 - オ 公園施設の管理の方法
 - カ 工事の実施方法
 - キ 工事の着手及び完了の時期
 - ク 都市公園の復旧方法
 - ケ その他市長の指示する事項
- (2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 管理の目的
 - イ 管理の期間
 - ウ 管理する公園施設
 - エ 管理の方法
 - オ その他市長の指示する事項
- (3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の管理の方法
- (2) 工事実施の方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 都市公園の復旧方法
- (5) その他市長の指示する事項

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第5条の2 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの
(使用料)

第6条 法第5条第1項、法第6条第1項、同条第3項、第2条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者は、別表第1第1項に掲げる額の使用料をその都度納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めた場合においては、使用料の全部又は一部を免除することができる。

2 体育施設(境港市営球場及び境港市営竜ヶ山陸上競技場をいう。以下同じ。)及びその付属設備等の使用をする者は、別表第1第2項及び第3項並びに別表第2に定める使用料(以下「体育施設使用料」という。)を納めなければならない。

3 体育施設使用料は、使用許可と同時に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別に事情があると認めるときは、この限りでない。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第6条の2 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(公園予定地及び予定公園施設についての準用等)

第7条 第2条から第6条までの規定は、法第33条に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

2 教育委員会の所管に属する公園施設(竜ヶ山球場及び竜ヶ山陸上競技場)については、第2条、第5条、第6条、第9条及び別表第1の表中「市長」とあるは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

(体育施設の指定管理者による管理)

第8条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、体育施設の管理に関する次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 体育施設の使用許可及び体育施設使用料の徴収に関する業務
- (2) 体育施設の施設設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、体育施設の運営に関する業務(市長のみの権限に属する事務を除く。)

(指定管理者の指定の期間)

第9条 前条の指定の期間は、3年とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

2 前項の指定の期間は、市長が特別に必要があると認めるときは、変更することができる。

(休場日及び使用時間)

第10条 体育施設の休場日及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、変更することができる。

休場日 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

使用時間 午前9時から午後10時まで

(体育施設の使用許可)

第11条 体育施設の使用(境港市営竜ヶ山陸上競技場においては、専用使用をいう。以下同じ。)をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を取消し、又は変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、体育施設の使用が次のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 長期間にわたる継続使用により、他の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設、設備、器具等を破損するおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団の利益になると認められるとき。
- (5) その他体育施設の管理上支障があると認められるとき。

3 第1項の権利は、譲渡又は転貸することができない。

4 指定管理者は、正規の手続をしないで使用した者に対しては、その状況により、じ後の使用を禁じることができる。

(許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可を取消し、体育施設の使用を制限し、又は使用の停止を命じることができる。

- (1) この条例又は条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 前条第2項各号に該当するとき。

2 市及び指定管理者は、前項の規定による使用許可の取消し等(使用者の責めに帰することができない事由によるものを除く。)により、使用者が被った損害については、その補償の責めを負わない。

(体育施設使用料の減免)

第13条 市長は、体育施設の使用が次のいずれかに該当する場合は、体育施設使用料を減免することができる。

- (1) 教育委員会が主催し、又は後援して行う場合
- (2) 境港市立の学校が主催し、又は参加して行う場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合

(体育施設使用料の還付)

第14条 既納の体育施設使用料は、還付しない。ただし、市長は、次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により体育施設を使用できなくなったとき。
- (2) 使用者において使用の前日までに使用許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると市長が認めるとき。

(体育施設の利用料金)

第15条 市長は地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に体育施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合において、使用者は、指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、第6条第2項の規定は適用しない。

3 利用料金の額は、体育施設使用料の額の範囲内で市長の承認を得て指定管理者が定める。

(体育施設の利用料金の減免及び還付)

第 16 条 指定管理者は、前条の利用料金の減免又は還付をすることができる。

2 前項の減免又は還付は、市長の承認を得て指定管理者が定める基準に従って行なうものとする。

(体育施設の利用者の義務)

第 17 条 使用者は、体育施設の使用に起因するすべての損傷並びに傷害については、使用者がその責めを負わなければならない。

2 使用者は、体育施設の使用を終えたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

第 12 条第 1 項により、使用の停止を命じられたときも同様とする。

3 使用者は、使用中の事故防止に万全を期し、事故発生の際は指定管理者に報告するとともに、その責任を負わなければならない。

4 使用者は、職員の指示に従わなければならない。

(委任)

第 18 条 この条例の施行について必要な事項は、市長（教育委員会が所管する場合においては、教育委員会）が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 44 年 3 月 31 日条例第 16 号）

この条例は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 44 年 12 月 24 日条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 47 年 10 月 5 日条例第 29 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 47 年 9 月 9 日から適用する。

附 則（昭和 49 年 9 月 30 日条例第 37 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 50 年 3 月 25 日条例第 16 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 51 年 12 月 25 日条例第 55 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 56 年 6 月 25 日条例第 27 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年 3 月 24 日条例第 21 号）

この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 4 月 1 日条例第 7 号）

この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 3 月 31 日条例第 11 号）

この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 31 日条例第 12 号）

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 28 日条例第 10 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の境港市公園条例別表第 1 第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」と

いう。)以後の期間に係る使用料の額について適用し、施行日前までの期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成 12 年 6 月 12 日条例第 26 号)

この条例は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 26 日条例第 11 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 9 月 27 日条例第 27 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、改正前の境港市民会館条例、海とくらしの史料館条例、境港市文化ホール条例、境港市公園条例、境港市民スポーツ広場条例、境港市民体育館条例、境港市民テニスコート条例及び境港市民温水プール条例(以下「条例等」という。)によりなされた許可等の手続きは、改正後の条例等の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成 20 年 3 月 28 日条例第 13 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の各施設の使用料は、この条例の施行日以後に当該施設を使用する場合に適用する。

附 則 (平成 20 年 12 月 25 日条例第 39 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 12 月 28 日条例第 15 号)

この条例は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日条例第 13 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 12 月 24 日条例第 23 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(不特定かつ多数の者が使用する施設の使用料に関する経過措置)

2 第 1 条から第 3 条まで、第 6 条から第 8 条まで、第 11 条及び第 14 条の改正による改正後の各施設の使用料の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の期間に係る使用料の額について適用する。ただし、施行日前に使用料を納付した場合の使用料の額については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 6 条及び第 7 条関係)

1 公園施設の設置又は管理、都市公園の占用及び第 2 条第 1 項各号に掲げる行為

区分		単位	金額
施設の設置又は管理	公園施設の設置又は管理	1 m ² 1 月につき	当該土地の評価価格に 100 分の 3 を乗じて得た額を基準にして市長が定める額
占用	電柱、電柱の支柱・支線柱	1 本 1 年につき	1,500 円

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1箇所1年につき	1,100円
	法第7条第2号に掲げるもの	1m1年につき	120円
	法第7条第4号のうち郵便差出箱又は信書便差出箱	1箇所1年につき	470円
	法第7条第6号に掲げるもの	1㎡1日につき	10円
	令第12条第1号に掲げるもの	1箇所1年につき	900円
	令第12条第7号又は第8号に掲げるもの	1㎡1月につき	200円
	その他工作物、物件又は施設	そのつど市長が定める	
行為	業として行う写真撮影		
	常時	1月につき	520円
	臨時	1日につき	210円
	業として行う映画の撮影	1時間につき	1,050円
	興行	1㎡1日につき	10円
	第2条第1項第3号に掲げる行為	1㎡1日につき	5円

2 体育施設の利用

都市公園名	施設の名称	単位	金額		
竜ヶ山公園	竜ヶ山球場	入場料を徴する場合	社会人野球 基本	1日につき 6,480円	
			加算	入場料総額の100分の1.5	
			学生野球 基本	1日につき 3,760円	
			加算	入場料総額の100分の1	
			軟式野球 基本	1日につき 2,680円	
			加算	入場料総額の100分の0.5	
		入場料を徴しない場合	社会人野球	午前	1,710円
				午後	3,440円
				全日	5,160円
			学生野球	午前	850円
				午後	1,710円
				全日	2,570円
			軟式野球	午前	950円
				午後	1,930円
				全日	2,900円
		練習の場合	社会人野球	2時間	630円
			学生野球	につき	300円
			軟式野球		630円
竜ヶ山陸上競技場	専用使用の場合	入場料を徴する場合	午前 2,160円 午後 3,240円		

			全日	5,400円
		入場料を徴しない場合	午前	1,080円
			午後	1,600円
			全日	2,680円

3 夜間照明施設の利用

都市公園名	施設の名称	単位	金額
竜ヶ山公園	竜ヶ山球場	30分につき	2,910円

備考

- 公園施設の設置若しくは管理の面積若しくは占用面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- 使用料の額が、年額で定められている占用に係る期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、使用料の額が、月額で定められている占用若しくは行為に係る期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- 使用料の額が、日額で定められている占用、行為若しくは使用に係る期間が1日未満であるとき又はその期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算する。
- 使用料の額が、1時間の額で定められている行為若しくは使用に係る期間が1時間未満であるとき又は1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 夜間照明施設の利用期間は、4月1日から11月30日までとし、利用時間は、午後10時までとする。
- 夜間照明施設の利用時間は、30分未満の端数は、30分として取扱う。

別表第2（第6条関係）

竜ヶ山陸上競技場の付属設備等

	単位	金額
拡声装置	1式	520円
長机	1脚	30円
折たたみ椅子	1脚	10円

備考

- 上記使用料は、1日を単位とする。
- アマチュアスポーツが、長机・折たたみ椅子を使用するときは無料とする。